

広島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和八年四月二日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町沖浦字狩浜甲一〇二五四番地先から 豊田郡大崎上島町沖浦字東柏谷二四一六番地先まで	新	旧	一〇・〇〇〃 一四・〇〇〃	二七〇・五〇	拡張
	旧	新	五・〇〇〃 二・二〇〃	二七〇・五〇	
豊田郡大崎上島町沖浦字東柏谷二四一六番地先から 豊田郡大崎上島町沖浦字丈太場二一七四番一地先まで	新	旧	七・〇〇〃 〇〇	三三二・〇〇	ダブルウエイ
	旧	新	三・六〇〃 〇〇	三三二・〇〇	